

文教委員会資料③

1 所管事務の調査（報告）

（3）児童手当及び児童扶養手当の制度改正について

資料1 令和6年12月支給分からの児童手当の制度改正について

資料2 令和7年1月支給分からの児童扶養手当の制度改正について

こども未来局

（令和6年2月2日）

児童手当：子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした手当です。

1 現行制度の概要

(1) 対象者

日本国内に住所を有しており、0歳から中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

(2) 支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給する。

例) 6月の支給日には、2～5月分の手当を支給する。

(3) 所得制限限度額・所得上限限度額

所得制限が設けられており、受給者の所得が所得制限限度額未満であれば児童手当は満額支給となる。受給者の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合、特例給付となり、支給額は児童1人あたり5,000円となり、所得上限限度額以上の場合は資格喪失となり、支給されない。

扶養親族等の数	所得制限限度額	所得上限限度額
	収入額の目安	収入額の目安
0人	833.3万円	1,071万円
1人	875.6万円	1,124万円
2人	917.8万円	1,162万円
3人	960万円	1,200万円

(4) 手当額

児童の年齢	所得制限限度額未満	所得制限限度額以上	所得上限限度額以上
3歳未満	15,000円	5,000円	支給なし
3歳以上小学校卒業前 (第1子、第2子)	10,000円	5,000円	支給なし
3歳以上小学校卒業前 (第3子以降)	15,000円	5,000円	支給なし
中学生	10,000円	5,000円	支給なし

令和6年12月支給分からの児童手当の制度改正について

2 制度改正の主な内容

① 所得制限の撤廃

② 支給期間の延長（高校生世代まで）

※18歳の誕生日後の最初の3月31日まで

③ 第3子加算の拡充

第3子以降の月額について、30,000円に引き上げる。第3子のカウント方法については、22歳年度末までの上の子について、親の経済的負担がある場合を対象にする。

④ 支払月の変更（年3回から年6回へ）

年齢	月額	備考
3歳未満	1万5000円	
3歳以上～小学生	1万円	第3子以降 1万5000円
中学生	1万円	
高校生	なし	1万円

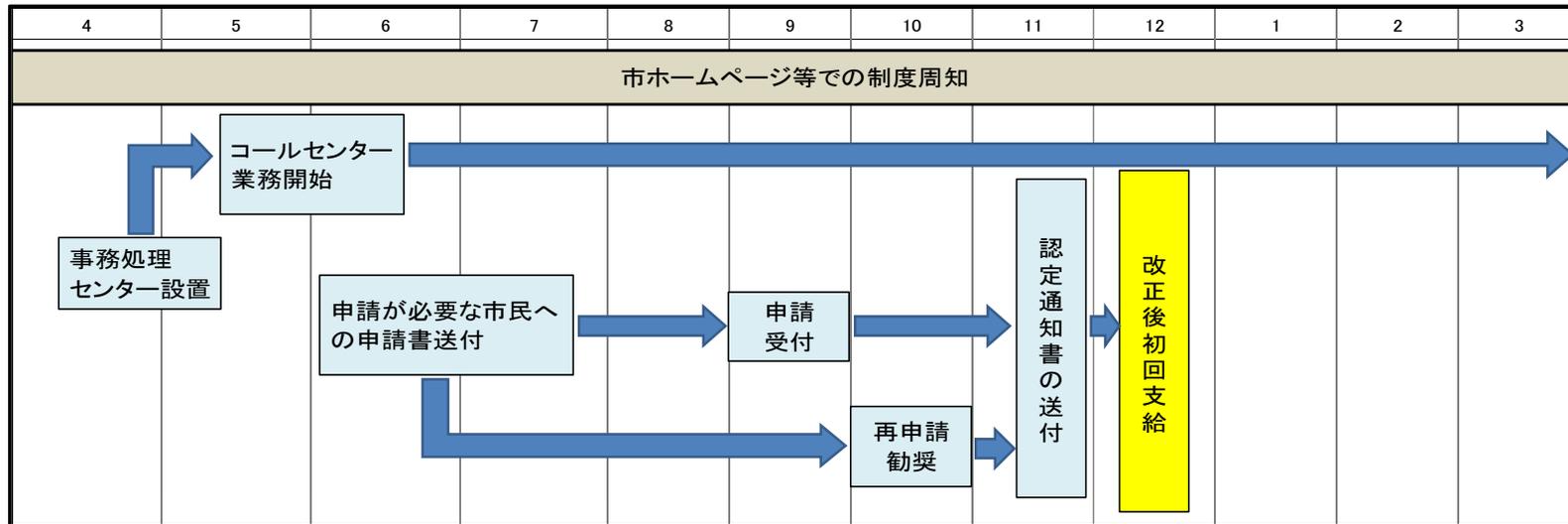
制度改正のイメージ

所得制限は撤廃

新規対象児童数（想定） 高校生世代の児童：約3万5千人
所得超過世帯の児童：約5千人

3 制度改正の周知等改正に向けた取組

- ・ 市民に対して市ホームページ、X、子育てアプリ等を活用し、わかりやすく丁寧な説明・案内を行っていく。
- ・ 対象児童が高校生のみで世帯等新規申請が必要な世帯には、6月頃からを目途に個別に申請勧奨を行う。
- ・ 事務処理センターを設置し、市民からの問い合わせ対応、対象者への申請勧奨、受付処理を効率的に行うとともに、オンライン申請も併用し、申請手続きに係る市民の負担軽減や利便性の向上を図る。



令和 7 年 1 月支給分からの児童扶養手当の制度改正について

児童扶養手当：ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉増進を図ることを目的として支給する手当です。

1 対象者

高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を監護している、ひとり親家庭の父、母または児童を養育している方

2 所得限度額と手当額

受給者の所得と対象児童数に応じて手当額が決定される。収入限度額が定められており、所得が全部支給の限度額未満であれば、手当は全額支給される。一部支給の限度額未満であれば、手当は一部支給（10円単位で計算される）され、一部支給の限度額以上だと支給停止となる。

所得限度額（受給者の扶養親族等の数により異なる。）

扶養親族の数	全部支給の 限度額目安（年収）	一部支給の 限度額目安（年収）
1人	160万円	365万円

手当額（月額） 児童が2人以上の場合は1人の場合の金額に加算される。

対象児童数	全額支給される場合	一部支給される場合
1人	44,140円	44,130円～10,410円
2人 (2子加算)	10,420円	10,410円～5,210円
3人以上 (3子以降加算)	6,250円	6,240円～3,130円

3 制度改正の内容

①所得制限の緩和

全部支給の限度額と一部支給の限度額について以下のとおり上限額の引き上げを行う

所得限度額（制度改正後）

扶養親族の数	全部支給の 限度額目安（年収）	一部支給の 限度額目安（年収）
1人	160万円→ 190万円	365万円→ 385万円

②3子以降加算の増額

対象児童が3人以上いる場合の加算額（3子以降加算）について2子の金額と同額になるように引き上げを行う

改正後手当額（月額）

対象児童数	全額支給される場合	一部支給される場合
1人	45,580円	45,570円～10,760円
3人以上 (3子以降加算) →2人以上 (2子以降加算)	6,250円 → 10,770円	6,240円～3,130円 → 10,760円～5,390円

※児童扶養手当は物価スライド制が導入されており、改正後手当額は、令和6年4月引き上げの反映額

4 制度改正の周知

8月に実施している児童扶養手当の現況届のお知らせ送付時に制度改正のお知らせも併せて送付することで対象者に周知を行う。また、市ホームページや子育てアプリ等の他、ひとり親向けのサポートブック「まなざし」で、制度改正の内容に触れ、児童扶養手当を受給していない世帯にも幅広く周知する。